

事務事業名		要介護認定事務		☐ 実施計画登載事業 ☐ 合併建設計画登載事業																													
政策体系	政策名	014 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間 ☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 12 年度～) ☐ 期間限定複数年度 (計画期間) 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入																													
	施策名	113 高齢者福祉の推進																															
	基本事業名	012 自立支援と介護サービスの充実																															
根拠法令		介護保険法		予算科目 会計 18 款 01 項 03 目 02 事業 00																													
所属	部課名	生活福祉部保健福祉課																															
	係名	介護保険係	電話 26-2943 内線 直通																														
	係名																																
事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 介護保険給付を受けるために必要となる要支援・要介護認定を実施するものである。 主な業務は次のとおり。 ① 要介護・要支援認定申請 (新規・更新・区分変更) の受付事務。 ② 認定調査 (訪問調査) の実施。 (一部委託) ③ 主治医意見書の作成依頼及び徴収。 ④ 認定調査と主治医意見書の整合性確認事務。 ⑤ 認定調査の結果を認定ソフト (全国同一ソフト) によりコンピュータ処理する一次判定。 ⑥ 介護保険認定審査会への認定調査資料及び主治医意見書の送信。 (審査判定依頼) ⑦ 要介護・要支援認定の実施及び結果通知。																																	
全体計画 (※期間限定複数年度のみ) <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">総投入量 (千円)</td> <td rowspan="5">事業費</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事業費計 (A)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td rowspan="3">人件費</td> <td>正規職員従事人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ業務時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費計 (B)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>トータルコスト(A)+(B)</td> <td>0</td> </tr> </table>						総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金		都道府県支出金		地方債		その他		一般財源				事業費計 (A)	0	人件費	人件費	正規職員従事人数		延べ業務時間		人件費計 (B)	0			トータルコスト(A)+(B)	0
総投入量 (千円)	事業費	国庫支出金																															
		都道府県支出金																															
		地方債																															
		その他																															
		一般財源																															
		事業費計 (A)	0																														
人件費	人件費	正規職員従事人数																															
		延べ業務時間																															
		人件費計 (B)	0																														
		トータルコスト(A)+(B)	0																														

1 現状把握の部 (DO)

(1) 事務事業の目的と指標									
① 手段 (主な活動) 前年度実績 (前年度に行った主な活動) 要介護・要支援認定申請を受け、要支援・要介護認定を行う。 今年度計画 (今年度に計画している主な活動) 前年度に同じ。	⑤ 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>ア 認定調査 (直営) 実施件数</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>イ 認定調査 (委託) 実施件数</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>ウ 主治医意見書作成依頼件数</td> <td>件</td> </tr> </table>	名称	単位	ア 認定調査 (直営) 実施件数	件	イ 認定調査 (委託) 実施件数	件	ウ 主治医意見書作成依頼件数	件
名称	単位								
ア 認定調査 (直営) 実施件数	件								
イ 認定調査 (委託) 実施件数	件								
ウ 主治医意見書作成依頼件数	件								
② 対象 (誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等 市内在住の65歳以上の方 (第1号被保険者) と40歳～64歳の老化が原因とされる病気 (特定疾病) の方。	⑥ 対象指標 (対象の大きさを表す指標) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>カ 要支援・要介護認定申請件数</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td></td> </tr> </table>	名称	単位	カ 要支援・要介護認定申請件数	件	キ		ク	
名称	単位								
カ 要支援・要介護認定申請件数	件								
キ									
ク									
③ 意図 (この事業によって、対象をどう変えるのか) 公正中立な要介護認定を迅速に実施することにより、円滑な介護保険給付に結びつける。	⑦ 成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>サ 要支援・要介護認定件数</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>シ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ス</td> <td></td> </tr> </table>	名称	単位	サ 要支援・要介護認定件数	件	シ		ス	
名称	単位								
サ 要支援・要介護認定件数	件								
シ									
ス									
④ 結果 (基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか) 自立して日常生活を送ってもらおう。									

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)
投入量	事業費	国庫支出金	千円					
		都道府県支出金	千円					
		地方債	千円					
		その他	千円					
		一般財源	千円	15,153	14,406	14,134	14,050	21,895
		事業費計 (A)	千円	15,153	14,406	14,134	14,050	21,895
		人件費	人	20	20	20	20	20
		延べ業務時間	時間	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
		人件費計 (B)	千円	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
		トータルコスト(A)+(B)	千円	33,153	32,406	32,134	32,050	39,895
⑤ 活動指標		ア	件	969	1,108	1332	1714	1,640
		イ	件	784	1,050	770	536	659
		ウ	件	1,770	2,155	2129	2304	2,000
⑥ 対象指標		カ	件	1,761	2,166	2132	2268	2,010
		キ						
		ク						
⑦ 成果指標		サ	件	1,741	2,064	1937	2169	2096
		シ						
		ス						

事務事業ID	0147	事務事業名	要介護認定事務
--------	------	-------	---------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等			
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 平成12年4月から始まった介護保険制度（介護保険法第27条）に基づくものである。			
② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？ 年々、要支援・要介護認定申請件数は増えている。制度改正による認定有効期間の長期化により、区分変更申請が増えており、また、医療機関等の勧奨による新規申請も増えている状況にある。平成18年度には大幅な制度改正が行われ、その内容である予防重視型システムへの転換に伴い、要支援状態区分の見直しが行われた。認定調査の委託に関しては新規申請に係るものは委託不可になる等一部制限が設けられ今年度から完全実施されている。また、認定調査項目に関しては平成21年度から項目の見直しが行われる予定である。			
③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？ 介護保険法の中で要支援・要介護認定結果通知は申請から30日以内に行うこととされているが、主治医意見書提出及び認定調査実施の遅延等により、大半の認定が30日を越えている状況にある。対象者及びサービス提供事業所から速やかな認定を要望されている。			

2 評価の部 (SEE) ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 結びついている ⇒ [理由] → 対象者が必要な介護サービスを利用するためには、制度上、本事業による認定を受けることが必須である。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 妥当である ⇒ [理由] → 介護保険法第27条の規定により、保険者たる市が要支援・要介護認定を行うこととされている。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 適切である ⇒ [理由] → 対象者は介護保険法第9条に定められているものである。申請者の中には介護サービス利用意向のない方も見受けられるが、申請受付時にその意向を確認し、適正化に努めている。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☐ 向上余地がない ⇒ [理由] → 要支援・要介護認定の遅延原因の一つに認定調査実施の遅延が上げられる。現在、直営認定調査員は正職員・非常勤職員とも兼務で行っている状況であるが、数名の専任職員の配置により、専門性の向上が図られ、適正・迅速な認定調査が行われるようになってきた。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 影響有 ⇒ [その内容] → 介護保険法の規定により、市町村が行うべき事務とされているため、廃止・休止はできない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある → (具体的な手段, 事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 統廃合・連携ができない ⇒ [理由] → 障害者自立支援法による認定との統合が可能性として上げられるが、それぞれ根拠法令、対象者、認定手法等に相違が見られるため、現時点では困難である。 ☐ 他に手段がない ⇒ [理由] →
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由] → 本来、認定調査は全て保険者である市が行うべきものであり、一定の要件のもとで事業所への委託が認められているものである。現在、認定調査委託料は全国の中でも最低ラインに設定しており、これより単価を下げることは認定調査の質の担保が図られなくなる恐れがある。なお、主治医意見書作成手数料については全国共通設定（一部例外あり）によるものであり、単価を下げることは不可能である。
	⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由] → 認定調査の委託については⑦のとおりである。一定の要件のもと、できるものは全て委託することも可能ではあるが、制度の趣旨に反するものであり、また、委託する場合は同一対象者につき、最低限3回に1回は市で調査するよう国・県の指導を受けているところである。また、認定調査は県で主催する研修を受講しないといけないことになっており、調査に関する相応の知識と能力が求められるため、期限付き雇用職員は適当ではない。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → ⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映 ☒ 公平・公正である ⇒ [理由] → 介護保険法の規定により、市がその負担により行うべき事務であり、受益者に負担を求めることは不可能である。

事務事業ID	0147	事務事業名	要介護認定事務
--------	------	-------	---------

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 (2枚目と整合を図ること) <table border="1"> <tr> <td>① 目的妥当性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>② 有効性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性</td> <td>☐ 適切</td> <td>☒ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> </table>		① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	③ 効率性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) 本事業は介護保険法第27条に基づき、保険者である市が行うものであるが、一部の事務、認定調査については委託が認められている。当市においても認定調査の半分は事業所に委託しているが、介護保険給付が要介護度に基づき行われる仕組みになっており、制度上、認定調査がもっとも公正中立に行われるべきものであることを鑑み、市で行う調査の割合を高めていく必要がある。併せて、申請から認定までの期限があることから迅速な認定に向けた事務手続きの見直しを行う必要がある。									
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
③ 効率性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり																					
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
(3) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可) ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☐ 現状維持 事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☒ 効率性改善 ☐ 公平性改善) (上記方向性に対する具体的な内容) 公正中立かつ迅速な要支援・要介護認定という制度の趣旨から、数名の専任職員(非常勤職員)を配置するとともに、認定事務の進め方、手法等を見直し、より効率化に向けた取り組みを行う。		(4) 改革・改善による期待成果 左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上		●																				
	維持			×																			
	低下		×	×																			
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 認定調査はその性質により相応の知識と技術が求められるため、保健師等の有資格者であることが望ましいが、資格を有していなくても市の職員であれば県主催の研修を受講することで調査を行うことは可能である。しかし、この場合でも期限付き雇用職員では入れ替えが生じるため、その質を保つことが難しくなる。よって、雇用方法と有資格一般職員の事務分掌の見直しが必要である。また、主治医意見書提出の遅延については、医療機関によりばらつきがあるため、特に提出が遅い医療機関を中心に引き続き制度への理解を求めている。併せて、認定審査会を所掌する気仙広域連合を含めて、個々の事務の見直しを行い、所要日数の短縮を図る。																							

(職 名) ※原則として施策の主管課長

4 事務事業の2次評価結果

2次評価者	保健福祉課長
-------	--------

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合

- ① 記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択)
- ☐ 記述不足でわかりにくい
☐ 一部記述不足のところがある
☒ 記述は十分なされている
- ② 評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択)
- ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されていない)
☐ 一部に客観性を欠いたところがある
☒ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)

(2) 2次評価者としての評価結果

- | | | |
|---------|--|----------------------------------|
| ① 目的妥当性 | ☒ 適切 | ☐ 見直し余地あり |
| ② 有効性 | ☒ 適切 | ☐ 見直し余地あり |
| ③ 効率性 | ☒ 適切 | ☐ 見直し余地あり |
| ④ 公平性 | ☒ 適切 | ☐ 見直し余地あり |

(3) 評価結果の根拠と理由

事業の目的は妥当であり、適切な事務執行がなされている。

(4) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可)

- ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☒ 現状維持
 事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)

(上記方向性に対する具体的な内容)

高齢者の介護保健サービスの提供に当って必要な施策であり。今後も継続して実施する。

(5) 改革・改善による期待成果

左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。
 (廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			×
	低下		×	×

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項